

平成 31 年度 (2019 年度)

# 旭川市中小企業融資制度



## のごあんない

### 融資制度について

旭川市では、市内で事業を営む中小企業者等の皆様が、経営改善や設備の近代化を図るなど、事業の維持、発展に役立てていただくために、低利な融資制度を設けております。

この融資制度は、一部の資金を除き、あっせん機関（旭川市、旭川商工会議所、あさひかわ商工会のいずれか）が資格要件を審査の上、御希望の取扱金融機関（市内に本支店のある金融機関で一部除く）へ融資のあっせんを行い、金融機関（必要により北海道信用保証協会）の審査を経た後、市の定めた条件により当該金融機関の窓口を通じて皆様に融資をするものです。

旭川市は、取扱金融機関に資金を預託し、これに金融機関独自の資金を加えることによって、中小企業者の皆様に対する融資枠を確保しています。

### ご利用になれる方

この融資制度の対象は、次の1から4までの要件の全てを満し、更に資金ごとに定める要件に該当する方となります。ただし、資金の種類によっては、1から4までの要件の一部を適用しないものもあります。

#### 1 中小企業者等であること

《中小企業者等の範囲》

中小企業者	製造, 建設, 運輸 その他の業種	資本の額（出資の総額）が3億円以下 又は常用の従業員数が300人以下の会社（個人）
	卸売業	資本の額（出資の総額）が1億円以下 又は常用の従業員数が100人以下の会社（個人）
	小売業, サービス業	資本の額（出資の総額）が5千万円以下 又は常用の従業員数が100人以下の会社（個人）
中小企業等 協同組合等	事業協同組合, 事業協同小組合, 企業組合, 協業組合, 商店街振興組合などの 組合（連合会を含む。）のほか, 小売業, サービス業その他の事業を営む者で 構成する任意の団体で市が認める者	

※一部業種によっては、上記の条件と異なる場合があります。

2 市内に事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営んでおり、今後も引き続き市内でその事業を営もうとする者（法人は登記上の所在地が原則として市内にあること）

3 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を受けている者

4 北海道信用保証協会の定める保証対象業種に該当する者

※ 平成31年度からNPO法人が利用できる資金が増えました。

### 旭川市経済部経済総務課金融支援係

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F

(TEL) (0166) 25-7042 (FAX) (0166) 26-7093

(E-mail) keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp